

群馬県立県民健康科学大学売店 出店者募集要項

第1 募集の内容

1 目的

この募集要項は、群馬県立県民健康科学大学売店について、学生、教職員及びその他の利用者にとって利便性が高く、魅力ある運営を行うことができる出店者を選定するため、必要な事項について定めるものとする。

2 業務内容

群馬県立県民健康科学大学売店の運営

3 出店場所

群馬県前橋市上沖町323-1

群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）1階

売店部分 延べ床面積39.93㎡

うち、売場面積33.98㎡

倉庫面積 5.95㎡

4 出店にあたっての基本的な考え方

企画提案にあたっては、次の点を重視すること。

(1) 安定的な店舗運営の確保

- ア 経営実績、類似施設の出店経験、運営ノウハウ
- イ 安定した経営状況と算出根拠が妥当で健全な収支計画
- ウ 店舗運営を継続するための工夫
- エ 危機管理体制（問題発生時の対応・連絡体制）

(2) 店舗内容及び良質なサービス向上への取組

- ア 利用者のニーズに合致した営業日・営業時間
- イ 利用者のニーズに合致した商品構成・価格
- ウ キャッシュレス決済

(3) 食品衛生への取組

- ア 食中毒防止対策、従業員への衛生教育
- イ 廃棄物の適正管理及び売店内の衛生管理

5 出店内容

(1) 出店の方法及び根拠

群馬県公立大学法人施設等貸付規程第2条第3号に基づく施設等貸付許可による。

(2) 営業条件等

ア 営業日

12月29日から翌年1月3日を除いた日とする。ただし、学部生の授業がない日

等、利用者の著しい減少が見込まれる日については、営業を見合わせる事ができる。

イ 営業時間

利用者の利便性を考慮して、できるだけ長くとることが望ましい。

ウ 商品

軽食、菓子類、飲料、文房具、日用品、弁当類を提供すること。

(3) 貸付許可期間

ア 初年度は、設置準備開始日から令和9年3月31日までとする。

なお、貸付許可の更新を受けようとする場合は、貸付許可期間満了日の1か月前までに施設等貸付許可申請書を提出のうえ、許可を受けるものとする。

イ 貸付許可の更新を申請しない場合は、満了4か月前までにその旨書面をもって本学に通知しなければならない（やむを得ない事情がある場合を除く）。

ウ 店舗の設置準備、撤去等に要する期間は、貸付許可期間に含む。

(4) その他

本学構内の自動販売機については、売店出店者が優先的に設置の権利を得るものとする。また、売店出店者が、売店と併せて、現在閉鎖中の本学学生食堂の運営を希望する場合には、本学は、学生食堂の事業者選定に当たって売店出店者と優先的に交渉を行うものとする。

6 費用負担

(1) 施設使用料

免除とする。ただし、自動販売機設置に係る施設使用料は、使用する面積に応じて群馬県公立大学法人施設等使用料規程に基づき出店者が負担する。

(2) 電気料金

貸付許可期間中に売店及び自動販売機で使用した電気料金については、実費相当分を出店者の負担とする。本学が設置している計量器（子メーター）の指示値に基づき計算し、本学が発行する請求書により指定する期限までに毎月納入する。

(3) その他必要経費

ア 店舗の設置準備に係る経費については、原則として出店者の負担とするが、本学施設の改変に係る経費等、出店者の負担が困難な経費については、必要に応じて本学が負担する。

イ 電子決済対応レジを設置する場合は、通信料は出店者の負担とする。

7 使用の制限

(1) 使用の制限

ア 出店者は貸付許可物件を売店の営業又は自動販売機の設置以外の用途に供してはならない。

イ 出店者は貸付許可物件を善良な管理者の注意をもって、維持保全しなければならない。

ウ 維持保全のため、通常必要とする経費は、出店者の負担とする。

エ 出店者は、貸付許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等を行うことはできない。

(2) 商品の搬入・廃棄物の搬出・売店内の掃除等

ア 商品の搬入及び廃棄物の搬出等は、出店者が行うこと。なお、売店及び自動販売機で販売したカップ麺や汁物に係る食品残渣（液体を含む）については、出店者が回収容器を設置し、売店の廃棄物に含めること。

イ 出店者は貸付許可を受けた部分の清掃は自ら行うこと。

(3) 営業に必要な許可申請・届出等

営業にあたり食品衛生法に基づく営業の許可申請又は届出、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等が必要な場合は、全て出店者の負担で行うこと。

(4) その他

売店の運営にあたっては、関係法規及び本学の関係規定等に定める事項を遵守すること。

8 設備等の諸条件等

売店内の什器等で、別紙1に示す備品については、無償で貸与する。

故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、弁償又は出店者の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達すること。

第2 貸付許可等

1 貸付許可

選定された出店者は、第1の5(1)のとおり、貸付許可を受けなければならない。

2 貸付許可の取消し又は変更

本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付許可を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 施設等貸付申請書の記載事項が事実と反するとき。
- (2) 許可書に記載した条件に違反する事実があったとき。
- (3) 施設等の本来の用途又は目的を妨げるおそれが生じたとき。
- (4) 本学において当該施設等を使用する必要性が生じたとき。
- (5) 出店者が第3の1応募者の資格を失ったとき

3 原状回復

- (1) 貸付許可期間が満了したとき又は貸付許可が取り消されたときは、出店者は、自己負担で本学の指定する期日までに、貸付許可物件を原状に回復して返還しなければならない（本学が特に承認したときは、その限りではない）。
- (2) 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、本学は出店者の負担により原状回復を行うことができるものとする。

4 損害賠償等

出店者は、故意又は過失により本学の施設・設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない（但し、本学が特別の事情と認めたときは、その全部又は一部を免除するものとする）。

5 貸付許可の取消しによる損失の取扱い

- (1) 上記2により、貸付許可を取り消した場合において、その取消しにより、出店者に損失が生じても、本学はその損失を補償しない。また、出店者は本学に対し、一切の補償請求は行わないものとする。
- (2) 貸付許可が取り消された場合において、出店者は、貸付許可物件に投じた改良のための有益費その他費用が現存する場合であっても、本学に対しその費用等の請求は行わないこととする。

6 その他

- (1) 本学の設備点検等のため、営業時間内・外を問わず、職員が随時立ち入ることがある。
- (2) 出店者は、衛生管理に万全を期すとともに、接客態度などに配慮して運営を行うこと。

第3 応募の条件等

1 応募資格

法人その他の団体及び個人において次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 第1の4「出店にあたっての基本的な考え方」及び貸付許可の趣旨を理解し、出店に意欲のある者であること。
- (2) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- (3) 売店の企画・運営のノウハウを持ち、売店等の健全な運営実績を有する者であること。
- (4) 売店の運営にあたり、資格又は免許を必要とするものについては、当該資格又は免許を有するものを従事させることができること。
- (5) 民事再生法の規定により再生手続開始の申立て、会社更生法の規定による再生手続開始の申立て又は破産法の規定による破産手続開始の申立てが行われている者ではないこと。
- (6) 群馬県暴力団排除条例(平成22年条例第51号)に規定する暴力団員等でないこと。

2 現地調査

応募にあたり、現地調査を希望する場合は、令和8年3月4日(水)17時までに、電話又は電子メールによりその旨を申し出ること。

現地調査の日時については、令和8年2月17日(火)から令和8年3月5日(木)までの平日(ただし、2月25日・2月26日を除く)9時~17時の間で、本学と日程調整の上決定するものとする。

3 質問の受付

- (1) 受付期間 令和8年2月17日(火)から令和8年3月6日(金)まで
- (2) 提出先 群馬県立県民健康科学大学事務局 学生図書企画係(gakusei@gchs.ac.jp)
- (3) 提出方法 受付期間内に別紙様式3を電子メールにより提出すること。質問者のほか、すべての応募予定者に回答するため、応募を予定している者は質問がない場合も回答の送付先を記載した質問書を送付すること。
- (4) 回答 質問内容及び回答についてとりまとめ、質問者のほか、受付期間内に質問書の

提出があった者に電子メールで送付する。

4 提出書類

- (1) 提出書類 別紙様式1及び添付書類（企画提案書を含む）
- (2) 提出部数 正本1部・副本4部（副本4部については写し可）
- (3) 提出期間 令和8年3月12日（木）から令和8年3月18日（水）までの平日
8時30分～12時、13時～17時15分（必着）
- (4) 提出場所 群馬県立県民健康科学大学事務局 学生図書企画係
- (5) 提出方法 持参又は郵送
- (6) 留意事項

ア 上記書類のほか、本学が必要とする書類の提出を求められることがある。

イ 提案内容の変更等は、上記期間内に限り可能とし、締切日以降の書き換え、引き換え、撤回はできない。

5 企画提案書に記載すべき内容

次の内容に加え、提供可能なサービスやアピール事項、事業効果を高めるための工夫などがあれば自由に記載すること。

- ・経営実績、類似施設の出店経験、運営ノウハウ
- ・本学売店に係る収支計画
- ・店舗運営を継続するための工夫
- ・危機管理体制（問題発生時の対応・連絡体制）
- ・基本的な営業日及び営業時間
- ・主な取扱商品の種類及び価格帯
- ・キャッシュレス決済の可否及び対応可能な決済方法（現金を含む）の種類
- ・食中毒防止対策、従業員への衛生教育
- ・廃棄物の管理方法及び売店内の衛生管理方法
- ・自動販売機設置希望の有無（希望有りの場合は台数）
※現状の設置台数：飲料4台、軽食1台（いずれも撤去予定）
- ・学生食堂の運営希望の有無

6 その他

開店準備等に係る協議については、別途その都度行うこととする。

7 提出先・問い合わせ先

郵便番号 371-0052

住所 群馬県前橋市上沖町323-1

群馬県立県民健康科学大学事務局 学生図書企画係

電話番号 027-235-1332

FAX 027-235-2501

電子メール gakusei@gchs.ac.jp

第4 審査及び選定に関する事項

1 選定審査委員会の設置

「群馬県立県民健康科学大学売店出店者選定審査委員会」を設置する。選定審査委員会は、応募者の審査及び出店者の選定を行う。

2 結果の通知

選定は令和8年3月下旬を目途に行う。審査結果は応募者全員に文書で送付する。他の者に係る審査結果や内容についての問合せには応じない。

3 出店決定後の手続き

(1) 施設等貸付許可

出店決定後、本学と出店者との間で施設等貸付許可の手続きを行う。

4 その他

スケジュール

- | | |
|-------------|---|
| ・募集要項の公表 | 令和8年2月16日(月) |
| ・現地調査 | 令和8年2月17日(火)～令和8年3月5日(木)
※2月25日・2月26日を除く平日 |
| ・質問の受付期間 | 令和8年2月17日(火)～令和8年3月6日(金) |
| ・質問に対する回答 | 令和8年3月11日(水)(予定) |
| ・提出書類受付期限 | 令和8年3月18日(水) |
| ・選定審査委員会 | 令和8年3月下旬 |
| ・審査結果通知書の発送 | 令和8年3月下旬 |
| ・出店手続き | 令和8年3月下旬～令和8年4月上旬 |
| ・営業開始 | 令和8年4～6月(可能な範囲で早期に開始する) |